当院からのご案内

◆当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方(支)局に届出を行っています。

■医療 DX 推進体制整備加算

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者様によりよい医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

■コンタクトレンズ検査料 1

当院は、「コンタクトレンズ検査料１」の施設に適合している旨、届出を行っています。コンタクトレンズの装用のために受診された方でも、厚生労働省が規定した疾患がある場合は、通常の保険点数となります。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

※コンタクトレンズ処方に係る点数は下記の通りです。

過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には再診料が算定されます。

初診料　291 点

再診料　75 点

コンタクトレンズ検査料 1　200 点

診療医師名：井田 洋輔

眼科診療経験年数：平成 25 年より眼科診療

■一般名処方加算

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。

保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者様に適切に医薬品を提供するために、処方箋には医薬品の銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載する取り組みを行っております。

お薬についてご不明・ご心配ごとがございましたら、お気軽に医師にご相談ください。

■夜間早朝等加算

土曜：12 時以降に受付をされた場合、表示診療時間内であっても夜間早朝等加算の取扱いとなります。

■後発医薬品使用体制加算

当院は後発医薬品使用体制加算を算定しております。
後発医薬品とは 先発医薬品の特許が切れた後に発売される、先発医薬品と同じ有効成分、効能、効果をもつ医薬品のことです。

■医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。当院を受診された患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。
正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。
尚、公費負担受給者証については必ず原本をお持ちください。

■明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。
明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

■短期滞在手術等基本料 1

■緑内障手術（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）

栄町井田眼科　管理者(院長)：井田 洋輔